

(3) 代筆・代読支援員派遣事業

(目的)

第1条 代筆・代読支援員派遣事業（以下この要領において「事業」という。）は、視覚障がいにより字の読み書きが困難な児・者に対し、本人に代わって書類等の読み書きを行う者（以下「代筆・代読支援員」という。）を派遣し、視覚障がい児・者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、事業の実施を次の者に委託することができる。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者（同行援護事業および居宅介護事業に係る指定を受けているものに限る。）で、市長の指定を受けた者

(2) 社会福祉法人その他市長が適当と認めるもの

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する視覚障がいを原因として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けているもので字の読み書きが困難な児・者とする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、別表第1に掲げる事項を行うものとする。なお、事業の実施にあたっては対象となる事業に付随する視覚的情報の説明も行うものとする。

(利用申請)

第5条 代筆・代読支援員の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により、市長に申請しなければならない。

(利用決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請者が対象者に該当するか否か審査のうえ、利用登録の可否について決定し、その旨を申請者または事業の受託者に通知するものとする。

(対象者の登録および廃止等)

第7条 市長は、前条の規定により登録の決定をした者については、別記第2号様式の対象者台帳に記載し登録するものとする。

2 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を停止し、または廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 虚偽の申請、その他の不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (4) その他、登録を継続することが適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を停止し、または廃止したときは、その旨を申請者または事業の受託者に通知するものとする。

(利用の時間)

第8条 1月の間に事業を利用することができる時間数は、12時間の範囲内とし、利用回数は6回までとする。また、1日の間に事業を利用することができる時間数は2時間とする。

(派遣の拒否および利用決定の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の拒否または利用決定の取り消しをすることができる。

- (1) 対象者が伝染性疾患有する場合
- (2) 対象者が入所している施設等から支援員の派遣を拒否された場合
- (3) 対象者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合
- (4) その他対象者が事業を利用する者として不適当と認められる場合

(代筆・代読支援員の要件)

第10条 代筆・代読支援員は、次の各号に掲げる要件を備えている者またはこれと同等と認められる者とする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 障害者福祉に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 同行援護従業者養成研修を修了していること。

2 代筆・代読支援員の派遣は、前項の規定により登録された者のうちから行うものとする。

(代筆・代読支援員の業務等)

第11条 代筆・代読支援員は、第4条に規定する事業の内容に基づき対象者の代

筆・代読支援にあたるものとする。

2 代筆・代読支援員は、派遣に係る活動を終了したときは、その結果を次条の規定による請求とともに翌月 10 日までに報告しなければならない。

(事業費の支払)

第12条 市長は、利用者 1 人につき 1 回当たり、別表第 2 に定める基準単価の額（以下「委託費」という。）と交通費 500 円を受託者に支払うものとする。

2 委託事業者は、サービスを提供した日の属する月の翌月 10 日までに市長に提出し、当該月に係る委託費を一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、請求のあった日の属する月末までに委託費を支払うものとする。

(事業の運営に関する指示等)

第13条 第 2 条の規定により、事業を委託した場合において、必要があると認めるときは、市長は、事業の適正な運営を図るため、受託者に対し、事業に係る運営について必要な指示を行い、実施状況の報告を求め、および調査を行うことができる。

(守秘義務)

第14条 受託者および代筆・代読支援員は、業務上知り得た秘密（対象者および利用者に関する個人情報を含む。）を他に漏らし、または自己の利益もしくは不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第4条関係）

1 事業の対象とするもの	内容
	① 公的機関またはそれに準ずる機関からの郵送物等の代筆・代読
	② 金融機関、医療、福祉施設への申請等に対する代筆・代読
	③ 公的行事や地域における各種行事への申込みの代筆・代読
	④ 社会の出来事や生活情報を知るための新聞等の代筆・代読
	⑤ 日常の買い物に関する広告等の代筆・代読
	⑥ 電化製品等の取扱説明書等の代筆・代読
	⑦ その他上記に準じるもの
2 事業の対象としないもの	① 政治活動に関する書類等の代筆・代読
	② 営業活動等に関する書類等の代筆・代読
	③ 宗教活動に関する代筆・代読
	④ ギャンブルに関する代筆・代読
	⑤ 趣味・教養を目的とした代筆・代読
	⑥ 代筆・代読支援員が何らかの判断を要する文書の代筆・代読
	⑦ この事業の対象者以外の者に関する書類等の代筆・代読
	⑧ その他社会通念上不適当なもの

別表第2（第12条関係）

委託単価

利用時間	金額	加 算
30分まで	1,800円	
30分を超える1時間まで	3,600円	
1時間を超える1時間30分まで	5,400円	夜間(午後6時から午後10時まで)または、早朝(午前6時から午前8時まで)に支援を行った場合は、25%に相当する額を加算する。
1時間30分を超える2時間まで	7,200円	

別記第1号様式（第5条関係）

代筆・代読支援事業利用登録申請書

年　月　日

函館市長 様

申請者 住 所
　　　　氏 名
　　　　電話番号
(利用者との続柄 本人 ・)

次のとおり、代筆・代読支援事業の利用登録をしたいので、申請します。

事業を利用しようとする者 (申請者と同じ場合は、住所、氏名は書く必要はありません。)	
住 所	
氏 名	
障害者手帳	(記号) (番号) 第 号

利用を予定している事業所等
(未定の場合は空欄で構いません。)

事業所名

利用者本人以外の連絡先
(登録の決定などで連絡が必要な場合があります。)

氏名または名称	電話番号またはFAX
	(電話・FAX)
	(電話・FAX)

※函館市以外で手帳が交付されている方につきましては、手帳の写しを添付してください。